

## 第2号議案 戸坂地区乗合タクシーの本格運行に係る運行計画について

### ■戸坂地区乗合タクシーの概要

戸坂地区乗合タクシーの運行区域である東区戸坂地区は広島駅から北に約4kmの場所に位置し、平地部には商業施設や医療機関などが集積している。地域内の公共交通機関としては、JR芸備線や同地区と市内中心部や広島駅などを結ぶ路線バスが運行されている。

しかしながら、地域内は坂道が多いことや、高齢化の進行により高齢者等の自家用車の運転が難しい住民が増加していることから、日常生活を行う上で、駅やバス停から離れた地域に住む住民の移動手段の確保が課題となっている。

こうした課題から、同地区において乗合タクシーの導入機運が高まり、地域が主体となって住民アンケートの実施や体験乗車などを実施し、地域の実情にあった運行計画を検討した上で、令和5年12月20日からデマンド型乗合タクシー（区域運行）の実験運行を開始した。

今後、令和6年12月20日からは、本格運行に移行する予定である。

### 位置図



## ■ 現在までの経緯（概要）

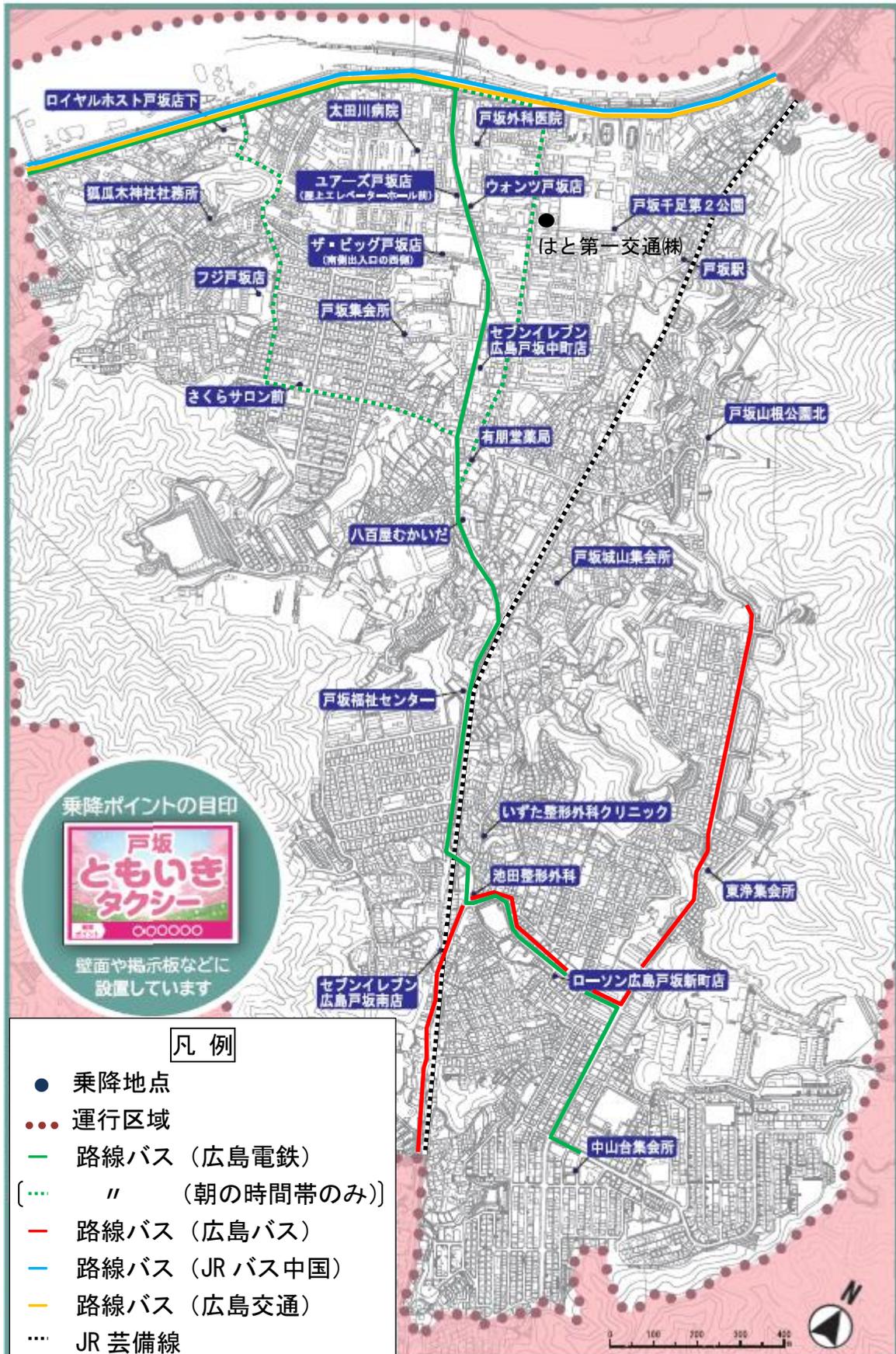
時 期	内 容
令和5年12月20日	実験運行開始（期間：令和5年12月20日～令和6年12月19日）
令和6年3月	地域でのヒアリングの実施
令和6年6月～7月	無料乗車及び車内アンケートの実施（6月10日～7月6日）
令和6年12月20日	本格運行開始（予定）

## ■ 協議事項

### ○事業計画（案）

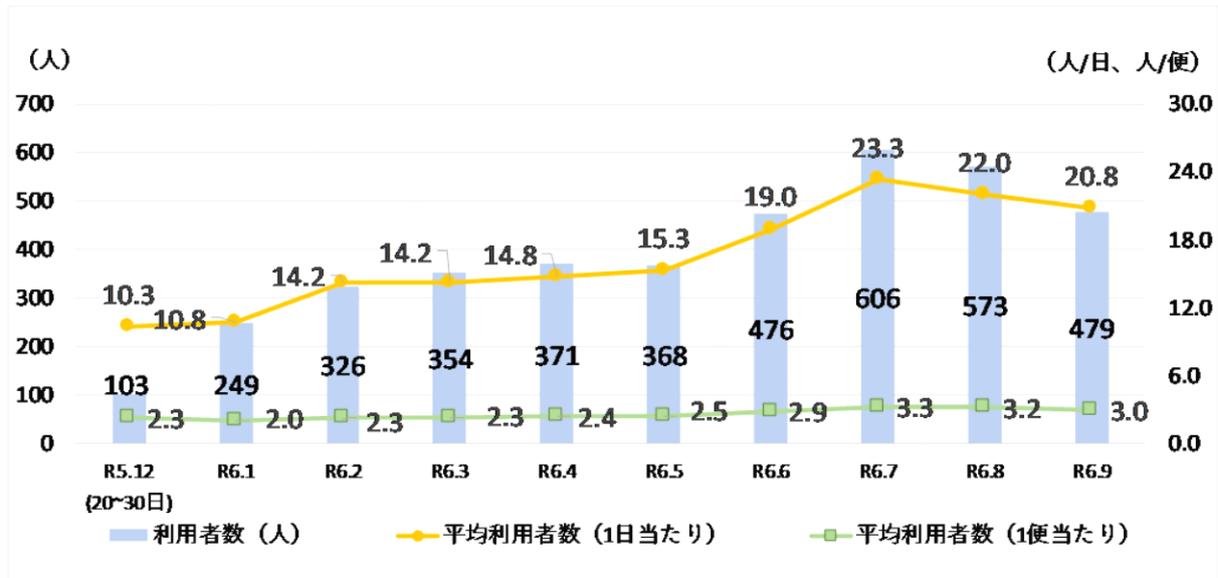
名 称	戸坂地区乗合タクシー（愛称：戸坂ともいきタクシー）		
実 施 主 体	戸坂連合社会福祉協議会		
運送事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イ）		
運 行 の 態 様	区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）		
運 行 事 業 者	はと第一交通株式会社（広島市東区戸坂千足二丁目11番6号）		
営業区域 (p. 3 営業区域 図参照)	戸坂地区 (広島市東区戸坂町、戸坂惣田一丁目、戸坂惣田二丁目、戸坂山根一丁目～三丁目、戸坂中町、戸坂千足一丁目、戸坂千足二丁目、戸坂山崎町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂くるめ木一丁目、戸坂くるめ木二丁目、戸坂出江二丁目、戸坂長尾台、戸坂出江一丁目、戸坂城山町、戸坂数甲一丁目、戸坂数甲二丁目、戸坂大上一丁目～四丁目、戸坂南一丁目、戸坂南二丁目、戸坂新町一丁目～三丁目、中山新町一丁目～三丁目、中山北町（1番1～20号）及び中山上二丁目（2番49～52号、8～45番）)		
運送の区間	発地	経過地	着地
	旅客が指定する乗車地点(旅客の住所地に限る)又は戸坂地区に設定する乗降地点	—	旅客が指定する降車地点(旅客の住所地に限る)又は戸坂地区に設定する乗降地点
運行間隔時間	9時から17時まで1時間ごと（時間帯別の運行回数：1時間ごとに最大2回） 摘要：複数の予約がある場合は、複数の発着点を考慮したコース設定を行い、概ねの発時間を旅客へ提示する。1回の運行ではコース設定ができないときは、1時間ごとに最大2回まで運行する。		
予約方法等	電話受付（運行の45分前まで受付。運行の45分前時点で予約が入っている場合は、引き続き運行の30分前まで予約を受付。ただし、9時に運行を開始する便については、運行日の前営業日の17時まで受付）		
運行日	月～土曜日（祝日及び日曜日並びに12月30日～1月3日は運休）		
使用車両	JPNタクシー、クラウンコンフォート及びブルーミー（乗車定員：5又は6名） （一般乗用旅客運送自動車運送事業と併用）		
営業所に配置する 事業用自動車の数	37台 （営業所に配置する車両数であり、1時間ごとに運用する車両数は最大2台）		

# ○運行区域図



※乗降ポイントに変更が生じる可能性があります。

(参考) 利用状況



○ 報告事項

■ 運賃

道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第10条第1項第3号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃として届出を行う。

運賃	大人：350円 小学生：100円 障害者* <sup>1</sup> ：100円 障害者の介護者* <sup>2</sup> ：100円 未就学児：無料 ※1 第1種・第2種身体障害者、第1種・第2種知的障害者及び障害等級1～3級精神障害者に限る。 ※2 障害者運賃の提供を受ける者の介護者に限る。
----	---

参考

○道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

○道路運送法施行規則（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出）

第十条 法第9条第1項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。

三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃

## ■ 使用車両

車種	トヨタ JPN タクシー
車両外観	 <p>©トヨタ自動車</p>
全長／全幅／全高	4,400mm／1,695mm／1,750mm
定員	5名（運転手含む）

車種	トヨタ クラウンコンフォート
車両外観	 <p>©トヨタ自動車</p>
全長／全幅／全高	4,595 又は 4,695mm／1,695mm／1,515mm
定員	5名又は6名（運転手含む）

車種	トヨタ ルーミー
車両外観	 <p>©トヨタ自動車</p>
全長／全幅／全高	3,700mm／1,670mm／1,730mm
定員	5名（運転手含む）

（補足）

一般乗合旅客自動車運送事業において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で規定に基づき、移動等円滑化のために必要な車両等の構造に適合させる必要がある車両は、路線定期運行の用に供するものに限る。